基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十四日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年二月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月七日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一六番八号

株式会社マークアイ

代表取締役　川合　義彰

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年三月二十八日開催予定の株主総会及び普通株式の種類株主総会並びにA種優先株式の種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月七日

広島県尾道市東尾道一五番地二九

アンデックス株式会社

代表取締役　田邊　耕造

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月七日

岡山県倉敷市児島味野一丁目九番六号

株式会社児島サン・エステート

代表取締役　山本　崇志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十六年二月七日

福岡県福岡市博多区祇園町七番二〇号七階

株式会社インベスターズ

代表取締役　古木　大咲

株式移転につき通知公告

当社は、グローバルホールディングス株式会社（住所新潟県燕市吉田西太田二〇七八番地三）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、吉田金属工業株式会社（住所新潟県燕市吉田西太田二〇七八番地三）と共同して行います。

平成二十六年二月七日

千葉県船橋市夏見四丁目二三番一四号

シャープハウス

マスターカットラリー株式会社

代表取締役　土田　實

株式移転につき通知公告

当社は、グローバルホールディングス株式会社（住所新潟県燕市吉田西太田二〇七八番地三）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、マスターカットラリー株式会社（住所千葉県船橋市夏見四丁目二三番一四号シャープハウス）と共同して行います。

平成二十六年二月七日

新潟県燕市吉田西太田二〇七八番地三

吉田金属工業株式会社

代表取締役　亀倉　忠士

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社日伸と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年三月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月七日

東京都墨田区向島三丁目三九番九号

株式会社日伸製作所

代表取締役　西谷　昭雄

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市南区根岸三丁目一九番、最後の住所埼玉県狭山市大字水野二二八番地の一

被相続人　亡　大塚　淳一

右被相続人は平成二十五年七月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

宮城県仙台市泉区松陵二丁目一―二県住三―二〇三

限定承認者　小元　玲奈

限定承認公告

本籍静岡県沼津市上香貫槙島町一二七一番地

三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　土岐　秀

平成二十六年二月七日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号

日立コンシューマエレクトロニクス株式会社

取締役社長　渡邊　修徳

訂正公告

平成二十五年七月一日（号外第一四一号）掲載の第二十二期決算公告（枠組）中、「大阪市浪速区日本橋3丁目15番23号」とあるは「大阪市浪速区日本橋東3丁目15番23号」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十六年二月七日

大阪市浪速区日本橋東三丁目一五番二三号

きんでんサービス株式会社

代表取締役　安井　和彦

訂正公告

平成二十六年一月二十三日（号外第十四号）掲載の解散公告中、代表清算人「恩田　幸彦」とあるは「山下　豊寿」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年二月七日

福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目九―八

ケイアイビル五F　株式会社西野商事

代表清算人　山下　豊寿

右被相続人は平成二十五年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十八日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

東京都千代田区神田須田町一丁目一二番三号アルカディアビル五階東京リード法律事務所

限定承認者土岐尚代

代理人弁護士　安藤　良一

限定承認公告

本籍長崎県長崎市片淵一丁目一〇番地、最後の住所長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷八〇五番地一　被相続人　亡　大住　美代

右被相続人は平成二十五年八月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十四日長崎家庭裁判所新上五島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

東京都日野市旭が丘五丁目一五番二三号三〇七号　限定承認者　山口　恵里

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月二日

掲載頁　六十一頁（号外第七十一号）

平成二十六年二月七日

東京都世田谷区代沢四丁目一二番一五号

エーピーエル・ニセコ・プロパティー特定目的会社

取締役　石丸　雅久

訂正公告

平成二十六年一月二十八日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、「株主総会の決議は平成二十六年一月二十七日」とあるは「株主総会の決議は平成二十六年一月三十一日」の誤りにつき訂正いたします。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九二	下	一二	又は	の規定により読み替えて適用される同令第五条第四項第二号ロ（1）に規定する基準となる年度は、平成十六年度とし、同令附則
〃	〃	一一～一二	される算定政令	される同令

平成二十六年一月二十日法務省告示第十八号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

三ページ一段一六行目から一八行目までを削除する。

平成二十六年一月三十日正誤欄中（印刷誤り）

三二	三	終りから七

一三～一四　一三～一二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月七日付第二五号六四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　一月分（一ページ●同日付政府調達第二四号四八ページ月極一部当り）の郵送料一、九〇〇円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）